

破産法157条の報告書（第3回）（破産者株式会社クレジエンテ）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社クレジエンテ（以下、「クレジエンテ」という。）は平成22年9月に設立され、「マルチ」商法により化粧品販売事業等を営んでいて、預り商品債務、少人数私募債債務、個別の短期借入債務等があった。
- 2、クレジエンテは、コロナ禍の影響等により資金繰りが悪化し、令和3年1月ころから私募債や借入金の利息支払を一時停止し、同年6月には東京国税庁の1億7000万円超の滞納処分を受け、同年9月7日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

1、負債の状況

これまでの債権届出書等によれば、クレジエンテの負債は以下の一覧表のとおりであるが、破産配当が可能かどうか未定であるので、いずれも債権認否は留保する。

No.	債権の種類	人数	債権届出金額
1	財団債権（公租公課）	17	209,405,266 円
2	財団債権（労働債権）	13	12,547,707 円
3	財団債権（その他）	3	47,735 円
4	優先的破産債権（公租公課）	3	23,891,160 円
5	優先的破産債権（労働債権）	9	5,033,341 円
6	会員債権	1,099	11,294,732,120 円
7	一般債権	18	36,979,736 円
	合計	1,162	11,582,637,065 円

2、破産財団の状況

クレジエンテの破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第3回）」のとおりであり、現在残高は2733万4005円である。

3、第2回債権者集会以降の管財業務の概要

（1）芦屋不動産の売買代金残金1億8400万円の回収状況

ア、クレジエンテは芦屋市の不動産を3.3億円で売却し、令和3年8月に残代金2億円を受領した。しかし、代表取締役等は、太陽光発電を謳う会社等に対し出資金及び紹介料名目で1億8400万円を支払ったとのことであり、その全額が未回収である。

- イ、当職は、相手方会社等に対し、一連の「詐欺による不法行為」であるとして損害賠償請求訴訟を提起し勝訴判決を得たが、相手方会社等は所在が分からない。
- ウ、その後、相手方仲介者1名の預金口座が判明したので、預金差押をしたが、残高は僅少であり合計5万8122円しか回収できなかった。
- エ、そこで、当職は、相手方会社代表者及び仲介者の2名が「詐欺罪」(刑法246条1項)に当たるとして警視庁に刑事告訴をしており、現在は警視庁において捜査中である。ただし、仮に、相手方会社代表者らが何らかの刑事罰に処せられるとしても、損害金1億8400万円を回収できる可能性は低いと思われる。

(2) 現代表取締役の責任

- ア、次に、当職は、破産直前に、前項のような不当な支出をしてしまったクレジエンテの現代表取締役に対し、会社法上の取締役の責任に基づき1億8400万円の損害賠償の請求をしている。
- イ、同人によれば「個人資産はほとんどない。」とのことであるが、当職は、支払不能であれば破産をして責任を取ることを求めている。その結果、同人は、今後、自己破産の申立てをする見込みであるとの報告を受けている。

(3) 前代表取締役の責任

- ア、前代表取締役に対する貸付金9億9149万円等の回収
第1回報告書のとおり、当職は、クレジエンテの前代表取締役に対し、①9億円超の貸付金、②6億円超の役員報酬、③10億円超の最上位会員ボーナス、等の総額26億円超の金員について、不当利得に基づき返還を請求している。
- イ、これに対し、前代表取締役は、一定額の返還義務を認めるものの、経済的に破綻しており返済する資力が全くない、自己破産する費用もない、等とのことである。
- ウ、そこで、当職は、多額の資金の流れ等を解明し役員を責任を迫るため、令和4年11月、前代表取締役に対し債権者破産申立てを行った。
今後は、審尋を経て、前代表取締役の破産手続開始決定がされる見込みである。
- エ、なお、クレジエンテは、前代表取締役に対し、破産前に預金仮差押申立をし520万円の担保供託をしていたが、今般、同意を得て供託金の払渡請求をし、供託金520万円及び供託金利息130円を回収した。

(4) 化粧品製造会社との交渉

- ア、クレジエンテが化粧品製造を委託していた製薬会社(福岡県福岡市)が、大量の化粧品や原材料が残されていたことから、破産後に無断で一部会員に対し化粧品を販売していた(クレジエンテの会員名簿が不正に流出したものではない)。
- イ、同化粧品にはクレジエンテの名称や商標等の記載があり、商標権や名称の無断使用であることから、当職は、①損害賠償と、②その余の商品の廃棄を求めている。
相手方代理人弁護士と調整をしているが、和解をする見込みである。

(5) 多額の金員の流れ

債権者からは、「クレジエンテが集めた多額の金員はどこに行ったのか。」とのご質問が多く寄せられている。この点、当職は、これまでに税理士等の協力も得て金員の流れを調査しているが、以下のとおり、①マルチ会員に対する報酬（ボーナス）支払、②多額の交際費の支出（前代表取締役への貸付を含む）、③代表取締役らの給与報酬支払、④借入金や社債等の元金・利息等支払、等が大きな資金の支出であったと思われる。

クレジエンテの直近の損益計算書の概略（単位：円）

勘定科目	平成31年4月期(9期)	令和2年4月期(10期)	令和3年4月期(11期)
	H30/5/1～H31/4/31	R1/5/1～R2/4/31	R2/5/1～R3/4/31
売上高	2,916,697,018	2,217,199,034	848,142,130
売上原価	253,795,428	207,177,388	191,540,802
売上総利益	2,662,901,590	2,010,021,646	656,601,328
(中略)			
給料手当	255,143,821	147,089,524	60,252,036
交際費	182,184,459	118,351,815	9,142,855
業務委託費	145,481,513	124,785,714	34,536,371
販売手数料	1,682,435,099	1,354,406,277	629,299,729
(中略)			
営業利益	△ 50,707,945	△ 128,869,996	△ 298,973,986
(中略)			
支払利息	288,915,454	312,399,055	231,843,148
社債利息	160,397,135	166,660,984	232,808,782
(中略)			
経常利益	△ 431,160,680	△ 546,449,223	△ 708,194,535

第3 損害賠償の査定の裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

前代表取締役や現代表取締役に対する責任追及等の状況は、上記のとおりである。

第4 今後の破産手続の方針

1、破産手続の続行

破産手続を続行し、①芦屋不動産の売却代金1億8400万円の回収、②前代表取締役や現代表取締役に対する債権の回収、責任追及、③製薬会社との交渉、④その他の資産の調査回収、等を進めたい。

2、破産配当の有無

今後、どの程度の資産を回収できるのかは未定であるが、財団債権が2億2200万0708円と多額なので、破産配当は難しい見込みである。

3、ホームページによる情報提供

クレジエンテのホームページにおいて、今後も情報提供をしたい。 (以上)

財産目録及び収支計算書(第3回)(破産者株式会社クレジエンテ)

令和3年(フ)第5406号
破産者 株式会社クレジエンテ
破産管財人 弁護士岡田隆

資産部分 開始決定日(令和3年9月7日)現在
収支計算部分 開始決定日 ~ 令和4年11月15日

資産及び収入の部

単位:円

番号	科目	申立時簿価	収入	備考
1	現金	7,000,000	7,000,000	引継予納金(令和3年9月15日引継)
		-	7,233	小口現金
2	預貯金	515,490	789,948	ゆうちょ銀行336,407円、みずほ銀行453,541円
3	仮差押済み預金	2,141,200	2,141,204	みずほ銀行預金の仮差押取下により回収。
4	売掛金	7,849,863	105,380	商品代金収納代行会社に対する売掛金を回収。
			7,681,795	カード代金収納代行会社に対する未収金7,744,483円からチャージバック分等を差し引いた7,681,795円を回収。
5	在庫商品	28,314,555	1,600,000	大阪倉庫の商品等を令和3年12月22日付及び令和4年1月25日付許可を得て売却済み。
			5,520,240	化粧品定期購入につき双方未履行債務の履行を選択。648名の顧客の自動振替金(諸費用を控除)を回収。
			0	破産会社の商標商品について、製菓会社が破産後に無断で販売していた件について、和解交渉中。
6	貸付金	1,082,235,227	0	前代表取締役に対する貸付金その他がある。
7	什器備品	11,214,333	0	本社建物とともに明渡済み
8	自動車	11,013,991	640,000	アルファード1台が売却済みであったが、対抗要件が未具備で令和3年9月14日付許可を得て和解し、回収済み。
			1,077,226	レクサス1台につき、割賦債権者が売却し、割賦金と相殺後の残金を回収済み。
9	敷金・保証金	47,524,600	0	本社(中央区銀座)の敷金(46,671,000円)は原状回復費用等と相殺された。
			12,000	山形県米沢市の賃借物件の敷金(100,000円)は原状回復後の残金12,000円を回収済み。
			0	茨城県水戸市の賃借物件の敷金(753,000円)は原状回復費用等と相殺された。
10	出資金(不動産代金)	184,000,000	58,122	芦屋市不動産の売却代金を出資したとの説明。詐欺との訴訟を提起し勝訴、差押により58,122円を回収した。
11	供託金	5,200,000	5,200,130	前代表取締役に対する預金仮差押の供託金について、担保取消の同意を得たので、供託金520万円及び供託金利息130円を回収した。
12	その他	-	250,800	商品の売却代金とは別に搬出費用を回収
13	消費税等還付金	-	0	消費税等還付金19,839,067円は未払源泉税等に充当。
14	弁護士預け金	349,462	349,132	破産前に訴訟等を担当した弁護士の預け金の回収
15	預金利息	-	144	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		1,387,358,721	32,433,354	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費、交通費、事務費	433,595	通信、交通費、ホームページ費用、照会請求費用、その他事務費
2	訴訟等費用	624,551	太陽光発電を謳う会社に対する損害賠償請求訴訟、強制執行、債権者破産申立
3	財団債権弁済(撤去費、税理士報酬等)	1,230,350	動産撤去費、商品発送費、税理士費用等
4	財団債権弁済(双方未履行債務の履行)	1,310,853	化粧品定期購入サービスの一部商品の仕入発送費
5	財団債権弁済(債権者破産申立予納金)	1,500,000	旧代表取締役に対する債権者破産申立費用
支出合計		5,099,349	

現在財団残高 27,334,005

公租公課

財団債権209,405,266円(17名、消費税、源泉所得税、特別徴収税、社会保険料、労働保険料等)、及び優先的破産債権23,891,160円(3名、法人都民税、社会保険料等)等。その他は別紙のとおり。

破産法157条の報告事項

- 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は(別紙のとおり)
- 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 損害賠償請求権の査定の裁判、その保全処分を必要とする事情の有無 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

(作成日=令和4年11月15日現在)

【破産】貸借対照表(第3回)(破産者株式会社クレジエンテ)

資産の部			負債の部		(単位:円)
番号	科目	評価額=財団 組入額	番号	科目	評価額
1	現金(引継予納金)	7,007,233	1	財団債権(公租公課)	209,405,266
2	預貯金	789,948	2	財団債権(労働債権)	12,547,707
3	仮差押済み預金	2,141,204	3	財団債権(その他)	47,735
4	売掛金	7,787,175	4	優先的破産債権(公租公課)	23,891,160
5	在庫商品	7,120,240	5	優先的破産債権(労働債権)	5,033,341
6	貸付金	0	6	会員債権	11,294,732,120
7	什器備品	0	7	一般債権	36,979,736
8	自動車	1,717,226			
9	敷金・保証金	12,000			
10	出資金(不動産代金)	58,122			
11	供託金	5,200,130			
12	その他	250,800			
13	消費税等還付金	0			
14	預け金	349,132			
15	預金利息	144			
	資産合計	32,433,354		負債合計	11,582,637,065

差引 資産不足額 ▲ 11,550,203,711 ※負債は認否を留保する。

破産法157条の報告書（第3回）（破産者株式会社ジェナル）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社ジェナル（以下、「ジェナル」という。）は平成31年4月に設立され、病院の一般事務等を受託し運営をしてきた。
- 2、ジェナルは、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し金員を集め、クレジエンテに対し貸し付けており、その貸付金は2億9531万円に及ぶ。
クレジエンテが破産して貸付金の回収が不能となり、ジェナルは、令和3年10月20日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、ジェナルの負債額は以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載額等
1	財団債権（公租公課）	2	5,048,940円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	2,314,808円
3	社債債権	79	268,300,000円
4	一般債権	5	38,623,563円
	合計	87	314,287,311円

- 2、ジェナルの破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第3回）」のとおりであり、現在残高は361万8794円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役に対する損害賠償の査定その他については、更に検討を要する。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。
ただし、クレジエンテからの破産配当が無いとすると、ジェナルの破産配当も難しい見込みである。

(以上)

財産目録及び収支計算書(第3回)(破産者株式会社ジェナル)

令和3年(フ)第6220号

破産者 株式会社ジェナル

資産部分

開始決定日(令和3年10月20日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和4年11月15日

(単位:円)

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	2,500,000	引継予納金(令和3年11月1日引継)
2	預貯金	7,737	2,897	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収した。
3	売掛金	12,308,834	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	貸付金	299,700,000	0	クレジエンテへの貸付金295,310,000円は回収可能性は乏しい。医療法人への貸付金4,390,000円は譲渡担保実行済みとされる。
5	差入保証金	2,722,500	1,143,832	本社の敷金につき、原状回復費と相殺後の残金を回収。
6	預金利息	-	25	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		317,239,071	3,646,754	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費、交通費、事務費	27,944	通知発送、交通費
支出合計		27,944	

現在財団残高 3,618,810

公租公課

財団債権5,048,940円(2名、源泉所得税、都民税等)、及び優先的破産債権2,314,808円(1名、源泉所得税等)。

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定、その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

破産法157条の報告書（第3回）（株式会社ラディアンテ）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社ラディアンテ（以下、「ラディアンテ」という。）は平成29年6月に設立されたが、特に事業は行っていなかった。
- 2、ラディアンテは、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し、また、個別に短期借入をして金員を集め、それをクレジエンテに対し貸し付けており、その貸付金は3億8500万円に及ぶ。

クレジエンテが破産して貸付金の回収が不能となり、ラディアンテは、令和3年11月1日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、ラディアンテの負債額は以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載金額等
1	財団債権（公租公課）	4	8,957,121円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	6,533,600円
3	社債債権，借入金債権	89	389,040,000円
4	一般債権	1	10,934円
	合計	95	404,105,902円

- 2、ラディアンテの破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第3回）」のとおりであり、現在残高は249万3329円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役に対する損害賠償の査定その他については、更に検討を要する。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。

ただし、クレジエンテの配当が無いとなると、ラディアンテの破産配当も難しい見込みである。

(以上)

財産目録及び収支計算書(第3回)(破産者株式会社ラディアンテ)

令和3年(フ)第6490号

破産者 株式会社ラディアンテ

資産部分 開始決定日(令和3年11月1日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分 開始決定日 ~ 令和4年11月15日

(単位:円)

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	2,500,000	引継予納金(令和3年11月12日引継)
2	預貯金	16,397	7,587	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収。
3	売掛金	3,868,560	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	在庫商品	30,000,000	0	クレジエンテから購入した商品。商品は未受領であり回収可能性は乏しい。
5	貸付金	385,790,000	0	クレジエンテへの貸付金385,000,000円とジェナルへの貸付金790,000円であるが、回収可能性は乏しい。
6	預金利息	-	17	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		422,174,957	2,507,604	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費, 交通費, 事務費	14,264	通知発送, 交通費
支出合計		14,264	

現在財団残高 2,493,340

公租公課

財団債権8,957,121円(4名, 消費税, 法人税, 源泉所得税等の合計額), 及び優先的破産債権6,533,600円(1名, 消費税, 源泉所得税等の合計額)等。

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判, その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。)
 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

破産法157条の報告書（第3回）（破産者株式会社蔵皇）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回報告書のとおりであり、破産者株式会社蔵皇（以下、「蔵皇」という。）は、平成20年9月に設立され、化粧品等の販売を業としていた。
- 2、蔵皇は、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し、また、個別に短期借入をして金員を集め、それをクレジエンテに貸し付けており、その貸付金は7億6228万円に及ぶ。
クレジエンテが破産して貸付金の回収が不能となり、蔵皇は、令和3年11月1日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、蔵皇の負債額は、以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載金額等
1	財団債権（公租公課）	4	19,667,233 円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	11,202,224 円
3	社債債権，借入金債権	154	717,700,000 円
4	一般債権	2	36,534 円
	合計	161	748,605,991 円

- 2、蔵皇の破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第3回）」のとおりであり、現在残高は306万7531円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役に対する損害賠償の査定その他については、更に検討を要する。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。
ただし、クレジエンテの配当が無いとなると、蔵皇の破産配当も難しい見込みである。

（以上）

財産目録及び収支計算書(第3回)(破産者株式会社蔵皇)

令和3年(フ)第6491号

破産者 株式会社蔵皇

資産部分

開始決定日(令和3年11月1日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和4年11月15日

(単位:円)

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	3,000,000	引継予納金(令和3年11月12日引継)
2	預貯金	101,034	89,828	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収。
3	売掛金	30,896,664	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	貸付金	762,282,484	0	クレジエンテに対する貸付金295,310,000円(金額相違)は回収可能性は乏しい。
5	預金利息	-	20	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		795,780,182	3,089,848	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費, 交通費, 事務費	22,304	通知発送, 交通費等
支出合計		22,304	

現在財団残高 3,067,544

公租公課

財団債権19,667,233円(4名, 消費税, 法人税, 源泉所得税等の合計額), 及び優先的破産債権11,202,224円(1名, 消費税, 源泉所得税等の合計額)

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判, その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) 無 有(内容) その他(別紙のとおり)